

## フランチャイズ契約

〇〇〇〇（以下、「甲」という）と、××××（以下、「乙」という）とは、△△△に係るフランチャイズの条件について、以下のとおりフランチャイズ契約（以下、「本契約」という）を締結する。

### 第1条（定義）

1. 「本F C」とは、甲が本部として開発、展開、統括、運営する、△△△のフランチャイズチェーンをいう。
2. 「本件店舗」とは、乙が甲のアドバイスに基づいて自らの判断と責任で選定後、乙が自らの責任のもとに運営する店舗をいう。
3. 「開業日」とは、本件店舗の開業日をいい、詳細は第6条第1項に定める。
4. 「商標等」とは、本件店舗の運営のために甲が乙に使用を許諾する甲の商標・ロゴマーク等をいい、詳細は第3条に定める。
5. 「研修」とは、甲が本件店舗の責任者または従業員に対して行う研修をいい、詳細は第9条に定める。

### 第2条（本F Cへの加盟許諾）

甲は乙に対して、本契約の有効期間中、乙が本F Cの加盟店として本件店舗において商標等を使用し、また研修で得た△△△に係るノウハウを用いて本件店舗の経営を行う権利を許諾するものとする。

### 第3条（商標等）

1. 甲は、本契約の有効期間中、乙に対して、商標等を本件店舗の事業の目的のために使用することを許諾する。
2. 乙は、商標等の使用にあたり、甲の指定する方法に従わなければならない、かつ本件店舗の事業以外の目的で使用してはならない。
3. 乙は、事前の甲の書面による同意なしに、商標等と同一もしくは類似する商号、商標またはサービスマーク等をいかなる国家または地域において自己のものとして登記または登録してはならないものとする。

### 第4条（加盟金および保証金）

乙が、甲に対して支払う本F Cの加盟金は100万円とし保証金は0円とする。

### 第5条（物件選定および店舗デザインサポート）

1. 甲は、本契約締結日から開業日まで、Eメールまたは現地同行の形により、本件店舗の物件選定または店舗デザインのためのアドバイスを乙に対して行うものとする。なお乙は、当該Eメールによるサポートを開業日まで無制限に受けることができるものとする。
2. 乙は、前項のサポートにおいて、甲が現地同行に要した交通費および宿泊費の実費を、甲の請求により支払うものとする。

### 第6条（本件店舗の開業要件）

1. 乙は、本契約締結日以後、本件店舗の開業日が決定したときは事前にその開業日および開業時間を甲に通知するものとする。

**コメントの追加 [M1]:** 「本契約締結後〇〇日までに開業しなければならない」という期限を切る場合も多いですのでご検討されることをお勧めします。さもないと契約締結してもいつまでたっても本件店舗がオープンにならないリスクが生じます。

**コメントの追加 [M2]:** 研修については、「カリキュラム」「費用」「補講の有無」等できるだけ詳細に規定する事が求められます。

**コメントの追加 [M3]:** 商標等の中に特許庁への「登録商標」がある場合はその登録番号等で具体的に規定します。

**コメントの追加 [M4]:** 加盟金100万円は税別or 税込なのかを明確にしました支払期限も規定しておくことをお勧めします。通常は本契約締結日を支払期限とし、実際には契約締結前日振込んでもらうケースが多いです。振込手数料の負担についても規定しておきましょう。また加盟金を返金する余地があるのか否かも規定しておきます。

**コメントの追加 [M5]:** 物件の選定について本部はアドバイスはするが最終的な選定責任は加盟店にもってもらうようにしたいところです。

**コメントの追加 [M6]:** 本件店舗の開業日時は必ず加盟店に通知してもらうようにしましょう。